

「自治医科大学卒業医師
キャリア形成プログラム」
及び
「キャリア形成卒前支援プラン」

岐阜県健康福祉部
医療福祉連携推進課

目 次

1	自治医科大学卒業医師のキャリア形成	P 1
2	キャリア形成卒前支援プラン	P 4
3	キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成	P 4
4	学生及び医師へのサポート体制	P 5

1 自治医科大学卒業医師のキャリア形成

キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により、医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムの対象は、①地域枠で入学し、卒業した医師、②地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府県と締結する旨の要件がある定員枠で入学し、卒業した医師、③自治医科大学を卒業した医師、④その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（自治体と大学等が設定する一定期間の従事要件のある定員枠で入学し、卒業した医師を含む）とする。ただし、③に掲げる者については、令和元年度以降に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、県はその者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用する。

勤務計画

自治医科大学卒業医師が医師として県民のため指定公立病院等（自治医科大学修学資金貸与規定（以下「貸与規定」という。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する指定公立病院等をいう。以下同じ。）に勤務しなければならない期間（以下「義務年限」という。）は、貸与規程第 7 条第 1 項第 1 号に規定する期間とする。義務年限のうち 2 分の 1 以上の期間は、へき地等の指定公立病院で勤務することとする。

義務年限は、①医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行う期間（臨床研修）、②知事が指定するへき地等の指定公立病院等に勤務する期間（へき地等勤務）、①および②の期間を除く指定公立病院等に勤務する期間（後期研修）とする。義務年限は、概ね次によるものとし、医療医術等の事情変化に対応させ弾力的運用を図るものとする。

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務区分	臨床研修		へき地等勤務					後期研修	

臨床研修

臨床研修指定病院は、岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院、岐阜県立下呂温泉病院、高山赤十字病院、西濃厚生病院、中濃厚生病院及び久美愛厚生病院とする。

臨床研修期間には、へき地医療支援機構の専任担当官と適宜振り返り面談を行い、県が実施するへき地医療に関する研修会に参加する。

へき地等勤務

へき地等勤務で勤務する市町村は、過疎地域又は山間へき地でへき地診療所等を有し、医師の確保が困難な状況にあると認められる市町村とする。

実務研修

市町村立診療所等に勤務させる場合には、県及び当該市町村と実務研修先病院とが協議して定めるところにより、原則週1日、当該実務研修先病院においてへき地医療等の実務について研修を行うものとする。

なお、研修先は県内に限るものとする。

後期研修

後期研修で自治医科大学卒業医師が勤務できる病院等は、①岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院及び岐阜県立下呂温泉病院、②へき地医療拠点病院（①の病院を除く）、③岐阜大学医学部附属病院、④県内の初期臨床研修病院（①から③の病院を除く）、⑤県内の自治体立病院（①から④の病院を除く）、⑥県内の社会医療法人が開設者である病院（①から⑤の病院を除く）、⑦県の機関、⑧自治医科大学医学部附属病院とする。

ただし、自治医科大学での後期研修は、研修期間は2年を限度とし、その期間は義務年限外として扱う。研修終了後は、指定公立病院等で勤務するものとする。

主なキャリア形成支援対象診療科と勤務の標準例

地域医療の確保に資するため、主に次の診療科に係る医師のキャリア形成を支援する。また、次の診療科は、自治医科大学卒業医師が義務年限中に修了可能と位置付けられている。ただし、地域医療提供体制の安定・確保のため、義務年限内に修了できない場合がある。

- ・総合診療科
- ・内科

なお、総合診療科及び内科以外の診療科の選択も可とする。

義務年限中に修了可能な診療科及び勤務モデルの標準例は以下のとおり。

なお、各専門研修プログラムの詳細及び勤務例等は、「岐阜県専門研修ガイドブック」を参照すること。

<岐阜県専門研修ガイドブック掲載ページ（岐阜県ホームページ内）>

「岐阜県で専門研修をしたい方（専門医を取得したい方）～専門研修病院のご案内～」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16658.html>



【標準例①：総合診療科】

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務区分	臨床研修		へき地等勤務					後期研修	
専門研修	—		総合診療Ⅰ（6～12か月） 総合診療Ⅱ（6～12か月） ※合計1年半（18か月）以上					内科（6か月） 救急（3か月） 小児科（3か月）	

※専門研修の各期間は一例であり、研修プログラムごとに異なる。

※後期研修における救急及び小児科は、別途カリキュラム制度を適用しているプログラムがあり、へき地等勤務期間中でも取得できる場合がある。

【標準例②：内科】

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務区分	臨床研修		へき地等勤務					後期研修	
専門研修 (研修施設)	—		連携施設(12か月)					基幹施設(24か月) または 基幹施設(12か月) 連携施設(12か月)	

※へき地等勤務期間に、連携施設での研修が実施できない場合は、後期研修以降の3年間で取得することとなる。

ただし、上記はあくまでも一例であり、実際の勤務における履修スケジュールは、勤務地や登録プログラム等の様々な条件により異なることに留意すること。診療科の選択や詳細な履修スケジュール等については、岐阜県へき地医療支援機構等に相談すること。

結婚協定

岐阜県出身の自治医科大学卒業医師と他都道府県出身の自治医科大学卒業医師が結婚する場合は、関係者と調整のうえ、結婚協定を締結する。

育児休業

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児休業を取得する場合は、育児休業の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とする。ただし、産前産後休暇は、義務年限内とする。

育児短時間勤務

自治医科大学卒業医師が、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき育児短時間勤務を取得する場合、当該期間中の義務年限の計算方法は次により取り扱う。

- (1) 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。
- (2) (1)に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- (3) 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月勤務したものとみなす。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は義務年限外とする。
- (5) 育児短時間勤務をした期間が通算5年を超えたときは、その超えた月数は義務年限外とする。

介護休業

自治医科大学卒業医師が、介護休業する場合は、介護休業の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数は義務年限外とする。

ドクタープール

義務年限を終了した自治医科大学卒業医師のうち、引き続き、県職員としての勤務を希望する者は、県職員の身分を保有することができるものとする。期間は、後期研修を含めて最長5年とする。

<注意事項>

育児休業や育児短時間勤務、介護休業等の制度の利用にあたっての必要な申請書類や申請時期は、勤務先により異なる。詳しくは、勤務先の就業規則等を確認し、岐阜県へき地支援機構に相談すること。

2 キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画をいう。

キャリア形成卒前支援プランの対象は、①地域枠で入学した学生、②従事要件がある地元出身者枠で入学した学生、③自治医科大学の学生、④その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生とする。キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、県はその者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用する。

具体的な取組

医学生地域医療推進事業

自治医科大学で行われる自治医科大学主管課長会議（例年6月頃）、自治医科大学入試事務担当者会議（例年11月頃）において、自治医科大学卒業医師等に講師を依頼し、地域医療やキャリア形成について講義を行うこととする。自治医科大学へ赴くことが難しい場合は、WEBなどにより講義を行うこととする。

3 キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成

キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの作成

キャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの内容については、対象医師及び将来対象となる予定の学生の意見を聞いた上で、地域医療対策協議会のワーキンググループに位置付けられるへき地医療対策委員会にて協議を行う。

4 学生及び医師へのサポート体制

自治医科大学の学生、義務年限期間、義務年限終了後においても、継続的にへき地医療支援機構によるサポート・指導を行い、へき地医療を担う医師の育成を行う。

本プログラムについてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

■岐阜県へき地医療支援機構（岐阜県医療福祉連携推進課内）

- ・電 話：０５８－２７２－１１１１（内線３２７９）
- ・ＦＡＸ：０５８－２７８－２８７１
- ・メール：c11230@pref.gifu.lg.jp